

第2号様式

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結結果表

							発注担当課名	建設水道部土木課
No.	契約件名	履行場所 (納入場所)	契約内容	契約金額	契約締結日	契約の相手方	相手方の選定理由	
1	道路維持業務委託	香取市 (栗源支所管内)	道路草刈等	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈・除草・倒木伐採 ・道路の点検及びごみ収集処理 ・軽土木作業 1,131円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・草刈機機械損料(燃料含む) 400円/1時間	平成30年5月1日	公益社団法人 香取市シルバー 人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するため	
2	道路維持業務委託	香取市 (市道用地取得敷地外)	道路草刈等	<ul style="list-style-type: none"> ・除草作業(機械刈り) ・樹木伐採作業 1,131円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・運搬処分作業 960円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・片付作業 903円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・刈機機械損料(燃料含む) 400円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソー等損耗料 1,200円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・車両損耗料 600円～1,200円/1台	平成30年5月1日	公益社団法人 香取市シルバー 人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するため	
3	十間川河川敷 除草・樹木整枝業務	香取市 (十間川両岸)	十間川河川敷除草 ・樹木整枝	<ul style="list-style-type: none"> ・植木剪定 ・除草作業(機械刈り) 1,131円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・除草作業(手刈り) ・集草作業 903円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・運搬作業 960円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・刈払機損耗料 400円/1時間 <ul style="list-style-type: none"> ・車両損耗料 600～1,200円	平成30年5月14日	公益社団法人 香取市シルバー 人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当するため	